

## 市民情報プラザ運営要綱

制 定 平成 21. 4. 23

### (目的)

第1条 市政情報を積極的に提供することにより、市民との情報共有を推進することを目的として、総務局に市民情報プラザを設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において「行政資料」とは、広く市民の利用に供する目的で本市が作成した行政に関する冊子、パンフレット、リーフレット、地図等をいう。

### (業務内容)

第3条 業務内容は次のとおりとする。

#### (1) 行政資料の収集

各部局が作成した行政資料の収集

#### (2) 市政情報の提供

行政資料の配架及び配付

#### (3) 有償刊行物の頒布

### (利用時間及び休館日)

第4条 市民情報プラザの利用時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

2 市民情報プラザの休館日は次のとおりとする。ただし、都合により変更し、又は臨時に休館することがある。

#### (1) 日曜日及び土曜日

#### (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

#### (3) 12月29日から翌年1月3日まで

### (閲覧)

第5条 行政資料の閲覧は、市民情報プラザ内において自由に行うことができる。ただし、開架式書架以外に配架した行政資料の閲覧は、担当職員に申し出のうえ閲覧するものとする。

### (費用の負担)

第6条 行政資料等を複写しようとするものは、当該複写に要する費用を負担することにより得ることができる。

2 前項の費用は、モノクロ1枚につき10円、カラー1枚につき50円とする。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局长が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 23 日から実施する。
- 2 この要綱は、平成 22 年 2 月 23 日から実施する。
- 3 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。